



® 平成30年 5 月 8 日(火)

No. 14682 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例⑩

仮処分に関する研究……………(1)

☆調査・解析から見た知財戦略 [8] ……(10)

中国2016年知財に関する重要判例⑩

仮処分に関する研究

—クリスチャン・ルプタンと広州問嘆貿易有限公司、広州貝玲妃化粧品有限公司、広州欧慕生物科技有限公司との意匠権侵害仮処分請求事件について—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 于 篠欧

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報

2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

1. 申立人の係争意匠の安定性及び有効性について

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

2. 被申立人が実施している行為は権利侵害となる可能性について
3. 関連措置を取らない場合、申立人の合法的権益に回復し難い損害が生じるか否かについて
4. 仮処分による被申立人の損失は、仮処分を出さないことによる申立人の損失よりも小さい又は相当なものである否かについて
5. 被申立人の関連行為を停止させる命令は、社会の公共利益を損なうか否かについて
6. 申立人が有効かつ適切な担保を提供したか否かについて

Ⅲ 仮処分に関する研究

1. 申立人の知的財産権の安定性及び有効性
 2. 侵害訴訟における申立人の勝訴可能性
 3. 仮処分措置を採らない場合、申立人の合法的権益に回復し難い損害が生じる恐れがある
 4. 均衡性を害するか否かについて
 5. 社会の公共利益が損害されるか否かについて
 6. 担保を提供したか否かについて
- おわりに

はじめに

本件は、「2016年中国裁判所による代表的な知的財産事件50件」から選ばれた、訴訟前の仮処分請求事件である。仮処分とは、侵害行為及び侵害行為による損害の更なる拡大を防止するために、権利者が裁判所に申立て、裁判所が訴訟前または訴訟期間中に、被申立人が一定の行為をする、あるいは一定の行為をしないよう命じる臨時的な民事強制措置である。本事件では、仮処分申立の審査内容が詳しく説明され、仮処分の審査において、申立人の合法的権益に回復し難い損害が生じるか否かに関する具体的な判断方法が明らかになった。また、被申立人は担保の提供が不要と表明した場合であっても、申立人は適切な担保を提供する必要があることが強調され、権利者にタイムリーな救済を提供するとともに、権

力の濫用を防ぐために臨時的な強制措置を慎重に適用するという立場も表明された。知的財産権保護の発展に連れて、仮処分は迅速かつ効率的な救済手段として、より広く利用されると見込まれる。

I 事件の概要

1. 基本情報

申立人：クリスチャン・ルブタン（以下、「ルブタン」という）

被申立人：広州問嘆貿易有限公司（以下、「問嘆社」という）

被申立人：広州貝玲妃化粧品有限公司（以下、「貝玲妃社」という）

被申立人：広州欧慕生物科技有限公司（以下、「欧慕社」という）。

判決の情報

広州知財裁判所（2016）粵73行保1、2、3号

2. 事件の経緯

申立人（ルブタン）は、世界的に有名なデザイナーである。彼がデザインした靴、化粧品、婦人用鞆等の製品は世界で高い知名度を持っている。ルブタンは、ZL201430483611.7、ZL201430484500.8、ZL201430484638.8という3つの意匠権（以下は、「係争意匠」という）の権利者である。その3つの係争意匠はいずれも2014年11月28日出願され、それぞれ2015年6月10日、2015年5月27日、2015年7月1日に登録された。本件裁定を下す日までに、上記3つの係争意匠はいずれも存続中である。

申立人は調査を経て、問嘆社が貝玲妃社、欧慕社にイ号製品の製造を依頼し、販売代理店を通じてタオバオ、ピーチャット等のインターネットプラットフォームで、VT1、VT2、VT3、VT4、VT5、VT6、VT7、VT8、VT9等の9つの品番の口紅製品（以下、「イ号製品」という）を販売していることがわかった。申立人がタオバオから公証付きで購入したイ号製品の包装において、「瓶詰め・製造」は貝玲妃社、「製造監督」は問嘆社と記載されている。また、申立人は、欧慕社の実際の経営場所で公証付きでイ号製品を購入し、